

松江市中心市街地活性化ソフト事業補助金

松江市中心市街地活性化協議会

経済状況の悪化、人口の流出、高齢者の増加などにより衰退しつつある中心市街地において、市内の団体等が自ら実施する中心市街地活性化に資するソフト事業を支援することによって、民主導の中心市街地活性化を推進することを目的とします。

1. 補助金の内容

(1) 補助事業者

①中小企業者、②事業協同組合等、③商店街振興組合等、④NPO法人、⑤特定会社、⑥共同出資会社、⑦まちづくり会社、⑧任意団体（①～⑦に掲げる企業・団体等を主たる構成員とし、法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有するもの。）

(2) 補助対象事業

【ソフト事業】

団体等が連携し中心市街地で行う、集客力や販売力の相乗効果につながるソフト事業のうち、継続的な効果が見込まれる事業。

- ◆次のいずれかに該当するものは対象外とします。
 - ・数日程度に亘るイベント開催
 - ・他の補助金を受けている事業
 - ・ソフト事業を始めた年度から起算して3年を超える事業
 - ・政治的、宗教的活動と認められる事業

(3) 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費であって、下記に掲げる経費から参加者負担金等の収入を控除したものとします。（消費税分は補助対象外とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。）必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付します。

謝金	外部の者に対する謝金のみ対象。（講習会講師、専門家など）
旅費	あらかじめ旅費支給に関する規定を定めそれに従ったものであること。 対象は交通費及び宿泊費のみとし、その他の手当、食事代等は対象外とする。
会議費	会議に伴う会場使用料、貸会議室の費用、会議資料代。 茶菓代、飲食代は対象外とする。
借損料	テント、音響機器等の備品レンタル料。
広告宣伝費	
通信運搬費	通信費、運搬費。
雑役務費	事業を行うために必要な臨時アルバイト代。
会場使用料	講習会等の会場使用料。
会場整備料	会場設営費や電機配線工事費等。
委託費	
印刷製本費	
備品購入費	基本的にレンタル、リースにより対応することとし、レンタル等が困難な場合にのみ購入取得できるものとする。
負担金	
原材料費	収益が発生するものに対する原材料費は対象外とする。

ただし、事業者の人件費、経常的な経費（水道光熱費等）は対象外とします。

(4) 補助率・補助限度額

①補助率

ーソフト事業（同様のソフト事業を年度間に複数回実施する場合を含む）当たり補助対象経費に対し2/3以内。（千円未満の端数は切り捨てとします。）

②補助限度額

20万円

ただし、団体等が連携して実施する場合は30万円とする。

2. 補助金の申請方法

松江市中心市街地活性化協議会へご連絡をいただいた上、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え当協議会へ提出してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 申請者の最近の活動状況がわかるもの（直近の事業報告書等）
- (4) 申請事業内容がわかるもの（図面、写真等）
- (5) 事業日程計画表
- (6) その他資料（委託契約等見積書等の写し、その他必要と認められるもの）



申請書様式は当協議会HPよりダウンロードしてください。

3. 申請期間

令和5年5月25日（木）から令和5年12月22日（金）まで

ただし対象事業期間は令和5年5月25日（木）から令和6年1月31日（水）までとします。

※予算上限に達し次第締め切らせていただきますので、早めの申請をお願いいたします。

4. 補助金の決定

松江市中心市街地活性化協議会運営委員（審査員）による審査を行い決定いたします。

5. 補助金のお問い合わせ

※補助金についてのご相談（補助金の活用を検討している等）は下記にて承りますので、お気軽にお問い合わせください。

【松江市中心市街地活性化協議会】（伊藤、石倉）

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4

（TEL・FAX）0852-20-7710